



下水道法

**第 2 条 3.** 公共下水道は、主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

**第 3 条** 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

都市計画法

(公共施設の管理者の同意等)

**第 32 条** 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。

2 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者その他政令で定める者と協議しなければならない。

3 前 2 項に規定する公共施設の管理者又は公共施設を管理することとなる者は、公共施設の適切な管理を確保する観点から、前 2 項の協議を行うものとする。

6 月の一般質問で、市の考えを聞いてみます。

- 団地の浄化槽を市が管理する＝法律上、あたりまえのこと
- 大野町時代に、団地開発者(住民の代理者)と町当局がどのような協定書を結んでいるかが、ポイント
- 廿日市市の団地と大野地域の団地の引き取り条件が同じかどうか、比較・チェックします。
- 公共下水道国庫補助金は、政府の事業仕分けで廃止対象となったので、市が全額負担なら、幹線を伸ばすことも困難になる事が予想されます。そうすれば引き取れない可能性もあることを考慮にいれて、他の手段も考えておく必要があります。

わくわくするまちづくり

7 3 9 - 0 4 0 1 廿日市市福面三丁目 14 番 14 号

井上さちこ応援団

TEL 0 8 2 9 - 5 6 - 1 6 6 8